

# 熊本県公報

第12963号  
令和2年(2020年)  
9月25日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正…………… (会計課) 1
- 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正…………… ( 〃 ) 1
- [警察本部] 捜査用車(ワゴン)の競争入札参加資格…………… (管理調達課) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 3
- 土砂災害警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 6
- 土砂災害警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 7
- 土砂災害警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 8
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 9
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 11
- 土砂災害警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 14
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 14
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 16
- 土砂災害警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 19
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 19
- 特定養殖共済義務加入に係る契約締結申込の同意成立…………… (団体支援課) 21
- 公 告**
- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 22
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の変更…………… (住宅課) 22
- [警察本部] 捜査用車(ワゴン)の調達に係る一般競争入札  
の実施…………… (管理調達課) 23
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 27
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( 〃 ) 27
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( 〃 ) 28
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 28
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 28
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 29
- 登 載 依 頼**
- 令和3年度(2021年度)県立高等学校生徒募集定員…………… (高校教育課) 29
- 西目トンネル照明設備更新工事に係る一般競争入札の実施…………… (熊本県道路公社) 33
- GIGAスクール構想児童生徒用端末貸借に係る一般競争  
入札に参加する者に必要な資格等…………… (教育政策課) 37
- GIGAスクール構想児童生徒用端末貸借に係る一般競争  
入札の実施…………… ( 〃 ) 38

## 告 示

**熊本県告示第725号**  
 昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5(収納代理金融機関の名称及び位置)の一部を次のように改正し、令和2年10月1日から施行する。  
 令和2年9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表1十八銀行熊本支店の項中「十八銀行熊本支店」を「十八親和銀行熊本支店」に改める。

**熊本県告示第726号**  
 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
 令和2年9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領  
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和60年熊本県告示第271号の11）の一  
部を次のように改正する。  
別表第1 肥後銀行本店の項中「十八銀行熊本支店」を「十八親和銀行熊本支店」に改め  
る。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

熊本県告示第727号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第3  
72号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参  
加する者に必要な資格等について告示する。

令和2年（2020年）9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
捜査用車（ワゴン） 10台
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成  
18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格  
を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定める  
ところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を  
得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定め  
る競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示するこ  
と。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から令和2年（2020年）10月9日（金）午後5時までとする。た  
し、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が  
入札に間に合わないことがある。
  - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年（2023  
年）3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審  
査申請の受付を令和4年（2022年）10月1日から同年11月30日（熊本県の  
休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除  
く。）までに行う。

熊本県告示第728号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障  
害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定によ  
り公示する。

令和2年（2020年）9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及 び所在地	事業者の名称、主た る事務所の所在地及 び代表者の氏名	指 定 年 月 日	事 業 所 番 号	障害児通所 支援の種類
こども療育研究 室 L u l u K i s 合志市御代志1 812番地1	L v l u v株式会社 合志市御代志181 2番地1 白石 尊康	令和2年（2 020年）9 月16日	435290 0460	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス

**熊本県告示第729号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
令和2年（2020年）9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ひなた	デイサービス陽向 新開事業所	八代市新開町3号3番35	令和2年（2020年）10月1日	通所介護

**熊本県告示第730号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。  
令和2年（2020年）9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺尾(2)-5	上天草市大矢野町中	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊
寄船東(1)-4	上天草市大矢野町登立	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊
豊後谷南-4	上天草市大矢野町中	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊
七ッ割(4)-2	上天草市大矢野町上	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図4は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第731号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年（2020年）9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
七ッ割(5)-5	上天草市大矢野町上	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
坂本-2	上天草市大矢野町登立	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
積米-2	上天草市大矢野町登立	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
積米-3	上天草市大矢野町登立	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
積米-4	上天草市大矢野町登立	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

西の浦-2	上天草市大矢野町登立	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
西の浦-3	上天草市大矢野町登立	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
下積米-4	上天草市大矢野町登立	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
下積米-5	上天草市大矢野町登立	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
宮津(1)-2	上天草市大矢野町中	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
宮津(1)-3	上天草市大矢野町中	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
宮津(1)-4	上天草市大矢野町中	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
寺尾(2)-6	上天草市大矢野町中	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
寺尾(2)-7	上天草市大矢野町中	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
西の浦(1)-5	上天草市大矢野町登立	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
馬場中(3)-4	上天草市大矢野町上	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
上中央-4	上天草市大矢野町上	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
江樋戸上(1)-2	上天草市大矢野町上	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
中の丸-2	上天草市大矢野町上	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
西江樋戸-6	上天草市大矢野町上	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
犬鼻(2)-4	上天草市大矢野町上	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
野釜前-8	上天草市大矢野町上	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
野釜前-9	上天草市大矢野町上	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
七ッ割(1)-5	上天草市大矢野町上	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
七ッ割(1)-6	上天草市大矢野町上	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
大手原上(4)-5	上天草市大矢野町上	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
串(1)-4	上天草市大矢野町上	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
串(1)-5	上天草市大矢野町上	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
そべ石下-3	上天草市大矢野町登立	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
大手原口(2)-2	上天草市大矢野町上	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
大手原口(2)-3	上天草市大矢野町上	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり

大手原口(2)-4	上天草市大矢野町上	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
本郷北-7	上天草市大矢野町登立	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
本郷西(2)-3	上天草市大矢野町登立	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
馬場-2	上天草市大矢野町上	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
馬場-3	上天草市大矢野町上	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
上田端-2	上天草市大矢野町上	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
豊後谷北(1)-2	上天草市大矢野町上	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
豊後谷北(1)-3	上天草市大矢野町上	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
豊後谷南-3	上天草市大矢野町中	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
野釜前(3)-3	上天草市大矢野町上	別図41のとおり	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
大手原上(1)-3	上天草市大矢野町上	別図42のとおり	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
大手原上(1)-4	上天草市大矢野町上	別図43のとおり	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
大手原上(1)-5	上天草市大矢野町上	別図44のとおり	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
大手原上(3)-2	上天草市大矢野町上	別図45のとおり	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
大手原上(3)-3	上天草市大矢野町上	別図46のとおり	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
大手原谷(3)-2	上天草市大矢野町上	別図47のとおり	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
大手原谷(3)-3	上天草市大矢野町上	別図48のとおり	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
賤之女上(1)-3	上天草市大矢野町上	別図49のとおり	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
賤之女上(1)-4	上天草市大矢野町上	別図50のとおり	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
賤之女上(1)-5	上天草市大矢野町上	別図51のとおり	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり

(別図1から別図51は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第732号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年（2020年）9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-----------	-------------	-----------	---------------------

馬建西-3	上天草市松島町合津	別図のとおり	急傾斜地の崩壊
-------	-----------	--------	---------

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第733号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年（2020年）9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区域の所在地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
今村奥(1)-3	上天草市松島町合津	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
今村奥(1)-4	上天草市松島町合津	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
合の丸中(2)-2	上天草市松島町合津	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
稲戸(2)-3	上天草市松島町合津	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
稲戸(2)-4	上天草市松島町合津	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
稲戸(4)-2	上天草市松島町合津	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
稲戸(4)-3	上天草市松島町合津	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
西浦(3)-2	上天草市松島町合津	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
青年の家-1	上天草市松島町合津	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
青年の家-2	上天草市松島町合津	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
青年の家-3	上天草市松島町合津	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
蔵江(1)-2	上天草市松島町今泉	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
宮の本-22	天草市天草町下田南	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
小野-1	天草市天草町福連木	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
小野-2	天草市天草町福連木	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
野中	天草市河浦町宮野河内	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
女岳外-1	天草市河浦町宮野河内	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
女岳外-2	天草市河浦町宮野河内	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

(別図1から別図18は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第734号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年（2020年）9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
馬建(A)-2	上天草市松島町合津	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊
稲戸(3)-3	上天草市松島町合津	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊
松ノ木峠口(1)-2	上天草市松島町合津	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊
合の丸上-5	上天草市松島町合津	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊
古園南-4	上天草市松島町合津	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図5は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第735号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年（2020年）9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
松葉-3	上天草市松島町合津	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
松葉-4	上天草市松島町合津	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
松葉(B)-2	上天草市松島町合津	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
馬建(B)-2	上天草市松島町合津	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
稲戸(3)-4	上天草市松島町合津	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
松島橋東-2	上天草市松島町合津	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
松島橋東-3	上天草市松島町合津	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
松島橋東-4	上天草市松島町合津	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

阿村本口(3)-2	上天草市松島町 阿村	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
阿村本口(5)-2	上天草市松島町 合津	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
三郎東-2	上天草市松島町 合津	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
三郎東-3	上天草市松島町 合津	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
今村奥(1)-2	上天草市松島町 合津	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
合の丸北(1)-2	上天草市松島町 合津	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
合の丸上-3	上天草市松島町 合津	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
合の丸上-4	上天草市松島町 合津	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
古園南-3	上天草市松島町 合津	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
稲戸(2)-2	上天草市松島町 合津	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
西浦北-2	上天草市松島町 合津	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
前の平-2	上天草市松島町 合津	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
松ノ木峠口(3)-3	上天草市松島町 今泉	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
西辺(5)-3	上天草市松島町 今泉	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
西釜(5)-2	上天草市松島町 今泉	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

(別図1から別図23は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第736号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年（2020年）9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
緑山-5	天草市本渡町本渡	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊
緑山-6	天草市本渡町本渡	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊
古川町-5	天草市川原町、川原新町	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊
山の手2-4	天草市山の手町	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊

上川原東-2	天草市川原町、川原新町	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊
中山口上4-3	天草市本渡町本渡	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊
町山口川右岸-5	天草市本渡町本渡	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊
浄南-4	天草市浄南町	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊
内柿2-8	天草市本渡町本渡	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図9は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第737号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年（2020年）9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下川原-3	天草市本渡町本渡	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
内柿2-4	天草市本渡町本渡	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
内柿2-5	天草市本渡町本渡	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
内柿2-7	天草市本渡町本渡	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
山の口2-2	天草市本渡町本渡	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
山の口2-3	天草市本渡町本渡	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
山の口2-4	天草市本渡町本渡	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
山の口1-2	天草市本渡町本渡	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
中山口-3	天草市本渡町本渡	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
川原2-3	天草市本渡町本渡	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
川原2-4	天草市本渡町本渡	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
川原2-5	天草市本渡町本渡	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
緑山-3	天草市本渡町本渡	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
緑山-4	天草市本渡町本渡	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

大河内-2	天草市本渡町本渡	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
古川町-4	天草市川原町、川原新町、山の手町	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
山の手2-5	天草市川原新町、山の手町	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
乙女蛇池上1-2	天草市本渡町本渡南町	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
乙女蛇池上1-3	天草市南町、山の手町	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
浄南-3	天草市浄南町、南町	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
浄南2-3	天草市太田町、亀場町亀川、本渡町本渡	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
天草ユース下-2	天草市浄南町	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
通山-2	天草市亀場町亀川	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
通山-3	天草市亀場町亀川	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
通山-4	天草市亀場町亀川	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
通山-6	天草市亀場町亀川	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
通山-7	天草市亀場町亀川	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
半河内西-2	天草市本渡町本渡	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
戸田代橋西3-2	天草市本渡町本渡	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
戸田代橋西3-3	天草市本渡町本渡	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
黒仁田1-2	天草市本渡町本渡	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
黒仁田橋横-2	天草市本渡町本渡	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
黒仁田橋横-3	天草市本渡町本渡	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
黒仁田橋横-4	天草市本渡町本渡	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
黒仁田橋横-5	天草市本渡町本渡	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
戸田代橋北-2	天草市本渡町本渡	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
溝端3-3	天草市本渡町本渡	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
溝端3-4	天草市本渡町本渡	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
上川原東-3	天草市本渡町本渡、川原新町	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり

中山口上4-2	天草市本渡町本渡	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
中山口上4-4	天草市本渡町本渡	別図41のとおり	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
中山口上4-5	天草市本渡町本渡	別図42のとおり	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
上川原西-4	天草市本渡町本渡	別図43のとおり	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
町山口川右岸-2	天草市本渡町本渡	別図44のとおり	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
町山口川右岸-6	天草市本渡町本渡	別図45のとおり	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
戸田代口-3	天草市本渡町本渡	別図46のとおり	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり

(別図1から別図46は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第738号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年（2020年）9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東外園-10	天草市下浦町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
東外園-11	天草市下浦町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
東外園-12	天草市下浦町	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
東外園-2	天草市下浦町	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
東外園-3	天草市下浦町	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
東外園-4	天草市下浦町	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
東外園-5	天草市下浦町	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
東外園-6	天草市下浦町	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
東外園-7	天草市下浦町	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
東外園-8	天草市下浦町	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
東外園-9	天草市下浦町	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
湯貫4-3	天草市下浦町	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

湯貫4-4	天草市下浦町	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
湯貫4-5	天草市下浦町	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
湯貫4-6	天草市下浦町	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
湯貫4-7	天草市下浦町	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
湯貫4-8	天草市下浦町	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
柿塚3-2	天草市下浦町	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
柿塚3-3	天草市下浦町	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
柿塚3-4	天草市下浦町	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
金焼3区1-2	天草市下浦町	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
金焼3区1-3	天草市下浦町	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
金焼3区1-4	天草市下浦町	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
金焼3区1-5	天草市下浦町	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
金焼3区2-10	天草市下浦町	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
金焼3区2-11	天草市下浦町	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
金焼3区2-12	天草市下浦町	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
金焼3区2-13	天草市下浦町	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
金焼3区2-3	天草市下浦町	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
金焼3区2-4	天草市下浦町	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
金焼3区2-5	天草市下浦町	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
金焼3区2-6	天草市下浦町	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
金焼3区2-7	天草市下浦町	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
金焼3区2-8	天草市下浦町	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
金焼3区2-9	天草市下浦町	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
白戸-4	天草市下浦町	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
崎野3-8	天草市下浦町	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
崎野3-9	天草市下浦町	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

戸の崎-4	天草市下浦町	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
戸の崎-5	天草市下浦町	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
白石-2	天草市下浦町	別図41のとおり	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
白石-3	天草市下浦町	別図42のとおり	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
白石-4	天草市下浦町	別図43のとおり	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
白石-5	天草市下浦町	別図44のとおり	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
白石-6	天草市下浦町	別図45のとおり	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
白石-7	天草市下浦町	別図46のとおり	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
白石-8	天草市下浦町	別図47のとおり	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
白石-9	天草市下浦町	別図48のとおり	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
石場-3	天草市下浦町	別図49のとおり	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
石場-4	天草市下浦町	別図50のとおり	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
石場-5	天草市下浦町	別図51のとおり	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
石場-6	天草市下浦町	別図52のとおり	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
石場-7	天草市下浦町	別図53のとおり	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
石場-8	天草市下浦町	別図54のとおり	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
金焼1-10	天草市下浦町	別図55のとおり	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
金焼1-11	天草市下浦町	別図56のとおり	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
金焼1-12	天草市下浦町	別図57のとおり	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
金焼1-2	天草市下浦町	別図58のとおり	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
金焼1-3	天草市下浦町	別図59のとおり	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
金焼1-4	天草市下浦町	別図60のとおり	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
金焼1-5	天草市下浦町	別図61のとおり	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
金焼1-6	天草市下浦町	別図62のとおり	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
金焼1-7	天草市下浦町	別図63のとおり	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり

金焼1-8	天草市下浦町	別図64のとおり	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
金焼1-9	天草市下浦町	別図65のとおり	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
西外園3-3	天草市下浦町	別図66のとおり	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり

(別図1から別図66は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第739号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年(2020年)9月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下浦第1小学校東-4	天草市下浦町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第740号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年(2020年)9月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
加志-2	天草市志柿町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
加志-3	天草市志柿町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
上小手-2	天草市下浦町	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
平床-2	天草市下浦町	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
平床-2B	天草市下浦町	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
平床-3	天草市下浦町	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
平床-4	天草市下浦町	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
平床-5	天草市下浦町	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
村-2	天草市下浦町	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり

村-2B	天草市下浦町	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
村-3	天草市下浦町	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
村-4	天草市下浦町	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
村-5	天草市下浦町	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
村-6	天草市下浦町	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
東宇土2-2	天草市志柿町	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
東宇土2-3	天草市志柿町	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
東宇土2-4	天草市志柿町	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
東宇土2-5	天草市志柿町	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
東宇土2-6	天草市志柿町	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
東宇土2-7	天草市志柿町	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
東宇土2-8	天草市志柿町	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
東宇土2-9	天草市志柿町	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
後小手-10	天草市下浦町	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
後小手-11	天草市下浦町	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
後小手-12	天草市下浦町	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
後小手-13	天草市下浦町	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
後小手-13B	天草市下浦町	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
後小手-14	天草市下浦町	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
後小手-15	天草市下浦町	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
後小手-16	天草市下浦町	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
後小手-17	天草市下浦町	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
後小手-2	天草市下浦町	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
後小手-3	天草市下浦町	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
後小手-4	天草市下浦町	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり

後小手-5	天草市下浦町	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
後小手-6	天草市下浦町	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
後小手-7	天草市下浦町	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
後小手-8	天草市下浦町	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
後小手-9	天草市下浦町	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
上船場1-2	天草市下浦町	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
上船場1-3	天草市下浦町	別図41のとおり	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
上船場1-3B	天草市下浦町	別図42のとおり	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
上船場1-3C	天草市下浦町	別図43のとおり	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
上船場1-3D	天草市下浦町	別図44のとおり	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
下浦第1小学校東-2	天草市下浦町	別図45のとおり	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
下浦第1小学校東-3	天草市下浦町	別図46のとおり	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
下浦第1小学校東-5	天草市下浦町	別図47のとおり	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
下浦第1小学校東-6	天草市下浦町	別図48のとおり	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり

(別図1から別図48は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第741号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年（2020年）9月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
新休-2	天草市本町新休	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
本町公民館北-3	天草市本町本	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
本町公民館北-4	天草市本町本	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
本町公民館北-5	天草市本町本	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

本町公民館北-6	天草市本町本	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
本町公民館北-7	天草市本町本	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
本町公民館北-8	天草市本町本	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
本町公民館北-9	天草市本町本	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
本町公民館南-3	天草市本町本	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
福岡橋横-2	天草市本町本	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
福岡橋横-3	天草市本町本	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
福岡橋横-4	天草市本町本	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
樋ノ口橋北西-2	天草市本町本	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
下平床公民館西1-3	天草市本町本	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
平床上公民館北-2	天草市本町本	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
平床上公民館北-3	天草市本町本	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
平床上公民館北-4	天草市本町本	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
平床上1-2	天草市本町本	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
平床上2-10	天草市本町本	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
平床上2-11	天草市本町本	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
平床上2-3	天草市本町本	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
平床上2-4	天草市本町本	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
平床上2-5	天草市本町本	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
平床上2-6	天草市本町本	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
平床上2-7	天草市本町本	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
平床上2-8	天草市本町本	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
平床上2-9	天草市本町本	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
鶴中央-2	天草市本町本	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
鶴中央-3	天草市本町本	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
鶴中央-4	天草市本町本	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり

鶴中央-5	天草市本町本	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
鶴中央-6	天草市本町本	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
鶴中央-7	天草市本町本	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
鶴中央-8	天草市本町本	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
鶴奥-2	天草市本町本	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
鶴奥-3	天草市本町本	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
鶴奥-4	天草市本町本	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
上鶴1-2	天草市本町本	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
上鶴2-10	天草市本町本	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
上鶴2-11	天草市本町本	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
上鶴2-12	天草市本町本	別図41のとおり	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
上鶴2-13	天草市本町本	別図42のとおり	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
上鶴2-14	天草市本町本	別図43のとおり	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
上鶴2-2	天草市本町本	別図44のとおり	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
上鶴2-3	天草市本町本	別図45のとおり	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
上鶴2-4	天草市本町本	別図46のとおり	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
上鶴2-5	天草市本町本	別図47のとおり	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
上鶴2-6	天草市本町本	別図48のとおり	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
上鶴2-7	天草市本町本	別図49のとおり	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
上鶴2-8	天草市本町本	別図50のとおり	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
上鶴2-9	天草市本町本	別図51のとおり	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
洗切-2	天草市本町本	別図52のとおり	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
洗切-3	天草市本町本	別図53のとおり	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
洗切-4	天草市本町本	別図54のとおり	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
八久保1-3	天草市本町本	別図55のとおり	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
八久保1-4	天草市本町本	別図56のとおり	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
八久保1-5	天草市本町本	別図57のとおり	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり

八久保2-2	天草市本渡町本渡	別図58のとおり	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
八久保2-3	天草市本渡町本渡	別図59のとおり	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
梶山-2	天草市本町本	別図60のとおり	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
梶山-3	天草市本町本	別図61のとおり	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
平床-4	天草市本町本	別図62のとおり	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
二又-3	天草市本町本	別図63のとおり	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
二又-4	天草市本町本	別図64のとおり	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
二又-5	天草市本町本	別図65のとおり	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり

(別図1から別図65は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第742号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年（2020年）9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
江川-2	天草市志柿町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第743号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年（2020年）9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
内目-13	天草市亀場町亀川	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
内目-14	天草市亀場町亀川	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
内目-15	天草市亀場町亀川	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
内目-16	天草市亀場町亀川	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

志柿-3	天草市志柿町	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
江川-3	天草市志柿町	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
大松戸-10	天草市志柿町	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
大松戸-11	天草市志柿町	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
大松戸-12	天草市志柿町	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
大松戸-13	天草市志柿町	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
大松戸-4	天草市志柿町	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
大松戸-5	天草市志柿町	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大松戸-6	天草市志柿町	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
大松戸-7	天草市志柿町	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大松戸-8	天草市志柿町	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
大松戸-9	天草市志柿町	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
ひばりヶ丘-3	天草市志柿町	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
ひばりヶ丘-4	天草市志柿町	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
ひばりヶ丘-5	天草市志柿町	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
間伏-2	天草市志柿町	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
野添東-2	天草市志柿町	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
ひばりヶ丘北-2	天草市志柿町	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
ひばりヶ丘北-3	天草市志柿町	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
仲ノ浦2-2	天草市志柿町	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
仲ノ浦2-3	天草市志柿町	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
知ヶ崎団地南1-2	天草市志柿町	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
知ヶ崎団地南1-3	天草市志柿町	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
知ヶ崎団地南1-4	天草市志柿町	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
知ヶ崎団地南1-5	天草市志柿町	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
知ヶ崎団地南1-6	天草市志柿町	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり

本渡東中学校南西-2	天草市志柿町	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
本渡東中学校南西-3	天草市志柿町	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
本渡東中学校南西-4	天草市志柿町	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
本渡東中学校南西-5	天草市志柿町	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
本渡東中学校南西-6	天草市志柿町	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
本渡東中学校南西-7	天草市志柿町	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
本渡東中学校南西-8	天草市志柿町	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
本渡東中学校南西-9	天草市志柿町	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
食場南-2	天草市亀場町食場	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
塚田-3	天草市志柿町	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
亀場町南2-10	天草市亀場町亀川	別図41のとおり	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
亀場町南2-11	天草市亀場町亀川	別図42のとおり	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
亀場町南2-12	天草市亀場町亀川	別図43のとおり	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
亀場町南2-13	天草市亀場町亀川	別図44のとおり	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
亀場町南2-14	天草市亀場町亀川	別図45のとおり	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
亀場町南2-15	天草市亀場町亀川	別図46のとおり	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
亀場町南2-4	天草市亀場町亀川	別図47のとおり	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
亀場町南2-5	天草市亀場町亀川	別図48のとおり	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
亀場町南2-6	天草市亀場町亀川	別図49のとおり	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
亀場町南2-7	天草市亀場町亀川	別図50のとおり	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
亀場町南2-8	天草市亀場町亀川	別図51のとおり	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
亀場町南2-9	天草市亀場町亀川	別図52のとおり	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
宇土-2	天草市亀場町食場	別図53のとおり	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり

(別図1から別図53は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第744号**

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区に係る区域内特

定養殖業者の同意が同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。  
 令和2年(2020年)9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
有明海のり特定第2号	熊本北部漁業協同組合の地区のうち旧牛水漁業協同組合の地区	のり養殖業(網ひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第5号	岱明漁業協同組合の地区のうち旧高道漁業協同組合の地区	のり養殖業(網ひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第6号	滑石漁業協同組合の地区	のり養殖業(網ひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第7号	大浜漁業協同組合の地区	のり養殖業(網ひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第10号	松尾漁業協同組合の地区	のり養殖業(網ひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第11号	小島漁業協同組合の地区	のり養殖業(網ひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第12号	沖新漁業協同組合の地区	のり養殖業(網ひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第13号	畠口漁業協同組合の地区	のり養殖業(網ひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第14号	海路口漁業協同組合の地区	のり養殖業(網ひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第15号	川口漁業協同組合の地区	のり養殖業(網ひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第16号	住吉漁業協同組合の地区	のり養殖業(網ひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第17号	網田漁業協同組合の地区	のり養殖業(網ひびを使用して行うものに限る。)

**公 告**

**熊本県公告第566号**

球磨郡錦町に事務所を置く川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和2年(2020年)9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	吉松 啓一	球磨郡相良村大字柳瀬938番地

**熊本県公告第567号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第41条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称  
特定非営利活動法人地域たすけあいの会
- 変更する事項  
住宅確保要配慮者居住支援法人の住所  
(変更前)玉名市中1068-1

(変更後) 玉名市上小田371番地  
3 変更年月日  
令和2年(2020年)9月1日

熊本県公告第568号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。  
令和2年(2020年)9月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

捜査用車(ワゴン) 10台

(2) 調達物品に係る入札・契約担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

(3) 調達物品の仕様等

発注仕様書による。

(4) 納入期限

令和3年(2021年)3月31日(水)

(5) 納入場所

熊本市中央区渡鹿4丁目2番1号 警察学校敷地内

警察本部警務課分室

(6) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札

による入札は、できる。ただし、電子入札システムを利用し、かつ、4(3)アの電子入

札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム、紙入札移行承認願

を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により、電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉

塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額

入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする(配送費等納入に要する一

切の費用を含む)。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に

相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係

る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の11

0分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39

年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委

託等)運用基準の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに掲げる条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(

平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定さ

れた者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参

加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参

加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のア

の受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更

が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期

間

イ 公告の日から令和2年(2020年)10月9日(金)午後5時まで

ウ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

エ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等の入手先

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

オ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送

する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第25号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を警察本部警務課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願(書)」による。）を受けた者であること。なお、警察本部警務課の審査を受ける期間は、公告の日から令和2年（2020年）10月16日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
 

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件を満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

  - ア 競争入札参加資格確認申請書
  - イ 2(5)の仕様適合証明願(書)
- (2) 提出方法
 

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入の上、電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 

公告の日から令和2年（2020年）10月29日（木）午後5時まで
- (4) 提出先
 

1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
 

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
 

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和2年（2020年）10月29日（木）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
  - ア 入札仕様書の閲覧
 

熊本県警察本部通信指令課初動指導係（熊本県庁警察棟8階）  
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-381-0110
  - イ 入札に関する質問に対する回答の閲覧及び入札書等の様式の取得
 

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局
  - ウ 閲覧（取得）の期間
 

公告の日から令和2年（2020年）11月6日（金）まで行う。
- (3) 入札の方法
  - ア 電子入札システムによる入札の方法
 

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和2年（2020年）11月5日（木）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
  - イ 紙入札による入札の方法
    - (ア) 日時 令和2年（2020年）11月6日（金）午前10時
    - (イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
    - (ウ) 入札書の提出方法
 

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和2年（2020年）11月5日（木）（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開

- 札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の時封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式のうち再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらが立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までには再入札を行うこと。及び書面により入札書を郵送した者で再入札書を提出しなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換ええ、変更及び取消をしない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その決定を取り消すものとする。  
ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札  
エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札  
オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
カ 明らかに連合による入札と認められる入札  
キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札  
ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札  
ケ 紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札  
コ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他の指名の取消事由に該当した者の入札  
シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
セ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札金額の錯誤  
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに、入札関係様式の入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。  
1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。  
ア 入札金額の総額と単価の取り違い  
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

- (4) 契約保証金
- ア 契約保証金を納付する場合  
 契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額(現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が、確実に認める金融機関(銀行を除く。)の保証でも可)を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。
- (ア) 納付期限 (3)の申出期限  
 (イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局
- イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合  
 規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。)を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
 (イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国(独立行政法人及び国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)とこの入札に付する事項の種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
- a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書  
 b 添付書類  
 イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券  
 イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願(書)  
 c 提出期限 (3)の申出期限  
 d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。  
 (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。  
 熊本県出納局管理調達課調達班  
 電話番号 096-333-2580  
 ファックス番号 096-381-9010
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 電話番号 096-333-2581  
 ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
 くまもと県市町村電子入札コールセンター  
 電話番号 096-373-2032  
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間  
 午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of the products to be purchased:  
 Investigation vehicle(car) 10 cars
- (2) Delivery period:  
 March 31.2021
- (3) Delivery Place:  
 Kumamoto Prefectural Police School  
 4-2-1 Toroku, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
- (4) Date and Place for tender:  
 Date: November 6, 2020 10:00am  
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
 Management and Purchasing Division  
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:  
 Management and Purchasing Division Treasury Bureau

Kumamoto Prefectural Government  
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
 862-8570 Japan  
 Phone: 096-333-2580

- (6) Time-limit for tender by mail(Registered only):  
 Tender must arrive no later than November 5, 2020
- (7) Other:  
 Language: Japanese  
 Currency: Japanese Yen

**熊本県公告第569号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）9月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社谷岡産業	八代市海士江町	八代市海士江町字正分寺2185番1ほか4筆
小橋 哲也	八代市水島町	八代市水島町字潮入1856番7ほか1筆
小橋 哲也	八代市水島町	八代市水島町字潮入1898番1ほか3筆
森永 秀徳	八代市鏡町鏡村	八代市鏡町鏡村字小柳919番1ほか8筆
水田 大地	八代市南平和町	八代市南平和町118番1ほか1筆
宮崎 成児	八代市鏡町鏡	八代市鏡町鏡字芝口五番割794番ほか1筆
農事組合法人西下アルファーム	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字四七番割2067番1ほか32筆
農事組合法人西下アルファーム	八代市千丁町古閑出	八代市昭和同仁町字養正941番1ほか6筆
農事組合法人西下アルファーム	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字南浜104番1ほか14筆
有限会社山口牧場	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字豊岡字中洲818番ほか2筆
株式会社百木ファーム	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字丸山字井手原606番2
濱崎 健	葦北郡芦北町田浦	葦北郡芦北町大字田浦字山門2202番1ほか4筆
農事組合法人たらぎ大地	球磨郡多良木町多良木	球磨郡湯前町字中園4700番
山河 良二	上天草市大矢野町登立	上天草市大矢野町登立字京ノ島10096番1ほか2筆

2 認可年月日

令和2年（2020年）9月18日

**熊本県公告第570号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）9月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上村 信二	人吉市上戸越町	人吉市上原田町字馬草野字下馬草野558

		番
佐無田 森	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字前田3737番1ほか3筆
桑原 繁典	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字野村3971番
萩原 健	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字郡角3657番1ほか3筆

2 認可年月日  
令和2年(2020年)9月18日

**熊本県公告第571号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
高宮 隆俊	菊池市森北	菊池市赤星字宮ノ前136番ほか8筆
吉田 諭	菊池市出田	菊池市出田字中ノ坪163番
株式会社すえ広ファーム	熊本市東区小山町	菊池郡菊陽町大字辛川字東原122番

2 認可年月日  
令和2年(2020年)9月18日

**熊本県公告第572号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字三角2086番43、同2086番18の一部、同2086番19の一部、同2086番156の一部、同2086番160の一部並びに同字西海道2052番2の一部、同2052番7の一部、里道の一部及び市道の一部  
841.88平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
合志市須屋2745番地166  
新妻あずさ

**熊本県公告第573号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年(2020年)9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ドラッグストアモリ菊池郡大津町店  
菊池郡大津町室字三郎松1757番1の一部
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和3年(2021年)5月15日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,460平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物南側 56台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物南側 14台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物南側 36平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物敷地西側 6.96立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間営業
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
建物敷地西側及び南側 3箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 8 届出年月日  
令和2年(2020年)9月14日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部振興課  
令和2年(2020年)9月25日から令和3年(2021年)1月25日まで

**熊本県公告第574号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
令和2年(2020年)9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市北区武蔵ヶ丘五丁目2番1号
- 2 築造者の氏名 有限会社ナイトウコーポレーション
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字引水字東原738番8及び同739番4
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 63.78メートル
- 6 指定年月日 令和2年(2020年)9月16日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第163号

**登録依頼**

**熊本県教育委員会告示第12号**

熊本県立高等学校学則(昭和40年熊本県教育委員会規則第16号)第4条第2項の規定により、令和3年度(2021年度)の県立高等学校生徒募集定員を次のように定める。  
令和2年(2020年)9月25日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

令和3年度(2021年度)県立高等学校生徒募集定員  
[全日制課程]

学 校	学 科・コース	募集定員 (単位：人)
済々黌高等学校	普通科	400
熊本高等学校	普通科	400
第一高等学校	普通科	320
	普通科・英語コース	40
第二高等学校	普通科	320
	理数科	40
	美術科	40
熊本西高等学校	普通科	280
	普通科・体育コース	40
	サイエンス情報科	40

熊本北高等学校	普通科	280
	理数科	40
	英語科	40
東稜高等学校	普通科	280
	普通科・国際コース	40
	普通科・理数コース	40
湧心館高等学校	普通科	120
	情報処理科	40
玉名高等学校	普通科	280
岱志高等学校	普通科	120
	普通科・体育コース	20
	普通科・美術工芸コース	20
鹿本高等学校	普通科	200
	みらい創造科・グローバル探究コース	40
	みらい創造科・スポーツ健康科学コース	40
菊池高等学校	普通科	160
	商業科	80
大津高等学校	普通科	240
	普通科・体育コース	20
	普通科・美術コース	20
	理数科	40
阿蘇中央高等学校	普通科	120
	総合ビジネス科	40
	農業食品科	40
	グリーン環境科	40
	社会福祉科	40
小国高等学校	普通科	80
高森高等学校	普通科	80
御船高等学校	普通科	120
	普通科・芸術コース	40
	電子機械科	80
甲佐高等学校	普通科	40
	普通科・福祉教養コース	40
	ビジネス情報科	40
宇土高等学校	普通科	240
松橋高等学校	普通科・文理総合コース	80
	普通科・体育コース	40
	情報処理科	40
	家政科	40
八代高等学校	普通科	240
八代清流高等学校	普通科	200
八代東高等学校	普通科・体育コース	40
	商業科	80
	情報ネットワーク科	40
水俣高等学校	普通科	120
	商業科	40
	機械科	40
	電気建築システム科・電気コース	20
	電気建築システム科・建築コース	20
人吉高等学校	普通科	280
人吉高等学校五木分校	普通科	40

天草高等学校	普通科	240
天草高等学校倉岳校	普通科	40
牛深高等学校	普通総合学科	120
上天草高等学校	普通科	40
	普通科・グローバル文理コース	40
	情報会計科	40
	福祉科	40
熊本商業高等学校	商業科	200
	情報処理科	80
	国際経済科	40
	会計科	40
球磨中央高等学校	地域未来探究科	40
	商業科	80
	情報処理科	40
鹿本商工高等学校	商業科	40
	情報管理科	40
	機械科	40
	電子機械科	40
熊本工業高等学校	機械科	40
	電気科	40
	電子科	40
	工業化学科	40
	繊維工業科	40
	土木科	40
	建築科	40
	材料技術科	40
	インテリア科	40
	情報システム科	40
玉名工業高等学校	機械科	80
	電気科	40
	電子科	40
	工業化学科	40
	土木科	40
小川工業高等学校	機械科	40
	建築科	40
	土木科	40
	設備工業科	40
	情報電子科	40
八代工業高等学校	機械科	80
	電気科	80
	工業化学科	40
	インテリア科	40
	情報技術科	40
球磨工業高等学校	機械科	80
	電気科	40
	建築科・建築コース	20
	建築科・伝統建築コース	20
	建設工学科	40
天草工業高等学校	機械科	80
	電気科	40
	土木科	40

熊本農業高等学校	情報技術科	40
	農業科	40
	園芸・果樹科	40
	畜産科	40
	農業経済科	40
	農業土木科	40
	食品工業科	40
	生活科	40
北稜高等学校	普通科・人文コース	40
	ビジネスマネジメント科	40
	園芸科学科	40
	造園科	40
	家政科学科	40
鹿本農業高等学校	園芸技術科	40
	食品科学科	40
	生活デザイン科	40
菊池農業高等学校	農業科	40
	園芸科	40
	畜産科学科	40
	食品化学科	40
	生活文化科	40
矢部高等学校	普通科	40
	食農科学科・農業科学コース	20
	食農科学科・食・生活コース	20
	林業科学科	40
八代農業高等学校	園芸科学科	40
	食品科学科	40
	農業工学科	40
	福祉家庭科	40
八代農業高等学校泉分校	グリーンライフ科	40
芦北高等学校	農業科	40
	林業科	40
	福祉科	40
南稜高等学校	普通科・体育コース	20
	普通科・福祉コース	20
	総合農業科	80
	食品科学科	40
	生活経営科	40
天草拓心高等学校	普通科	40
	商業科	40
	生物生産科	40
	食品科学科	40
	生活科学科	40
	普通科・総合コース	40
	海洋科学科・海洋航海コース	20
	海洋科学科・栽培・食品コース	20
翔陽高等学校	総合学科	280
合 計		11,240

(備考)

- 1 玉名高等学校の普通科、宇土高等学校の普通科及び八代高等学校の普通科の募集定員には、併設型中学校からの入学予定者数を含む。
- 2 矢部高等学校の食農科学科・農業科学コースと食農科学科・食・生活コース、大津

高等学校の普通科と理数科、上天草高等学校の普通科と普通科・グローバル文理コースは、それぞれくり募集とする。

[定時制課程]

学 校	学 科・コース	募集定員 (単位：人)
湧心館高等学校	普通科	40
	情報科学科・情報処理コース	30
	情報科学科・科学技術コース	10
玉名高等学校	普通科	40
岱志高等学校	普通科	40
水俣高等学校	商業科	40
人吉高等学校	普通科	40
天草高等学校	普通科	40
熊本工業高等学校	機械科	40
	電気科	40
	建築科	40
八代工業高等学校	総合学科	40
合 計		440

[専攻科]

学 校	専 攻 科 名	募集定員 (単位：人)
球磨工業高等学校	伝統建築専攻科	10

熊本県道路公社公告第1号

次のとおり、条件付き一般競争入札を実施する。

令和2年(2020年)9月25日

熊本県道路公社 理事長 宮部 静夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 松有道R02一工01号
- (2) 工事名 西目トンネル照明設備更新工事
- (3) 工事場所 上天草市松島町地内(松島有料道路)
- (4) 工事概要 照明設備工  
 施工延長 335m トンネル照明更新 101基  
 坑外灯 2基 照明設備等撤去 1式
- (5) 工 期 令和3年(2021年)11月10日まで(余裕期間90日を含む)
- (6) 予定価格 78,083,500円(入札書比較価格70,985,000円)
- (7) その他

ア 本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象案件である。指定期日までに技術申請書の提出がない者は、入札してはならず、技術申請書を提出せずに行った入札は無効とする。

イ この入札は、書面による入札である。

ウ この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札である。

エ この入札には、最低制限価格を設けている。

オ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に定める対象建設工事である。

カ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。

キ 本工事は、週休2日試行工事の対象工事である。受注者は、週休2日を希望する場合、工事着手前に発注者と協議を行うこと。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

事後審査型一般競争入札公告共通事項書(以下「共通事項書」という。)第3に定める条件を満たす者で、さらに次の(1)及び(2)の条件を全て満たす者であること。

- (1) 入札の期限の日から落札決定の日までの間において満たすことが必要な条件

建設工事の種類	電気工事
熊本県における格付等級又は経営事項審査の総合評定値	A等級
営業所の所在地	熊本県内に主たる営業所を有すること。
設計業務等の受託者との関連	次に掲げる、本工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 受託者名：株式会社 千代田コンサルタント 本店所在地：東京都千代田区神田須田町2-6
経営事項審査の審査基準日の期間	平成30年(2018年)12月11日から令和2年(2020年)7月10日まで ただし、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年(2019年)10月29日から令和2年(2020年)6月30日までの間に終了するものについては、始期を平成30年(2018年)10月29日とする。

(2) 「競争参加資格確認申請書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において満たすことが必要な条件

施工実績に関する事項	平成18年(2006年)以降、元請けとして国内において完成した公共工事の電気工事で、請負金額が62百万円以上の電気工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)	
配置予定技術者に関する事項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事に配置できること。 なお、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に該当する場合は、当該技術者を本工事の現場に専任で配置しなければならない。	
	施工経験	平成18年度(2006年度)以降、施工実績に掲げる条件を満たす工事の施工経験を有する者。
	資格等	電気工事に関し、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者(主任技術者となる資格を有する者)又は電気工事に係る監理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者(監理技術者となる資格を有する者)。 ただし、下請代金の合計額が4,000万円(建築一式の場合は6,000万円)以上となる場合は、電気工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を配置する必要がある。
その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3カ月以上)にある者。	

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

総合評価は、技術申請書が提出された者に標準点79.0点を与え、それに技術評価項目ごとの得点の合計点である加算点(21.0点満点)を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値(以下「評価値」という。)をもって行う。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点 (標準点 + 加算点)} \div \text{入札価格}$$

(2) 評価に関する基準

(1)の加算点の評価項目、評価基準及び得点配分は、(別添)評価に関する基準のとおりとする。

4 入札等担当部局

区 分	担当課	電話番号等	住 所
入札・契約 担当	総務課	T E L 0 9 6 9 - 2 8 - 3 3 3 1	〒 8 6 1 - 6 1 0 2 熊本県上天草市松島町
技術担当 監督担当	有料道路課	F A X 0 9 6 9 - 2 8 - 3 3 3 5	合津 5 9 6 4 - 4

5 提出書類

- (1) 競争参加資格確認申請書等として次に掲げる書類を提出すること。
- ア 共通事項書第4の1の(1) ※別記様式1を使用すること。
  - イ 共通事項書第4の1の(2) ※2(1)の営業所の所在地が熊本県以外の場合
  - ウ 共通事項書第4の1の(3)
  - エ 共通事項書第4の1の(4) ※別記様式2を使用すること。
  - オ 共通事項書第4の1の(5) ※別記様式3を使用すること。
  - カ 共通事項書第4の1の(6) ※配置予定技術者が施工中の他の工事に従事している場合別記様式3の2を使用すること。
  - キ 共通事項書第4の1の(7) ※別記様式4を使用すること。
- (2) 総合評価落札方式に関する技術申請書として次に掲げる書類を提出すること。
- ア 共通事項書第4の1の(8) ※別記様式5～8を使用すること。

6 入札日程

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書の閲覧及び配付	令和2年(2020年)9月25日(金)から 令和2年(2020年)10月19日(月)まで	4の技術担当課。
質問書の提出	令和2年(2020年)9月25日(金)から 令和2年(2020年)10月12日(月)まで	4の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
質問に対する回答の閲覧	質問書を受理した日の翌日から起算して2日以内の日から令和2年(2020年)10月14日(水)まで	4の技術担当課。 熊本県道路公社のホームページに掲載する。
技術申請書の資料提出	入札公告した日の翌日から令和2年(2020年)10月19日(月)まで	4の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
競争参加資格確認申請書等の提出	入札公告した日の翌日から令和2年(2020年)10月19日(月)まで	4の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
入札及び開札の場所	上天草市松島町合津4276-44 松島総合センター「アロマ」1F	
入札及び開札の日時	令和2年(2020年)10月20日(火)午後2時00分	
落札者決定通知	令和2年(2020年)10月27日(火)まで(予定)	書面による。
競争参加資格がないと認められた理由の説明要求	競争参加資格確認通知の日から令和2年(2020年)11月4日(水)まで	4の入札・契約担当課へ持参すること。
上記要求に対する回答	令和2年(2020年)11月5日(木)から 令和2年(2020年)11月11日(水)まで	書面による。

7 その他

- (1) 入札者が1者のときは、この入札を取りやめる。

- (2) この入札は、競争参加資格確認申請を公告に示す期間までに郵送（書留郵便に限る。）又は持参により受付け、入札後落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札であり、競争参加資格申請書を期限までに提出しないものは、落札者として決定されない場合があるため、入札公告及び共通事項書に留意すること。また、技術申請書及び競争参加資格申請書に添付する書類が同一であってもそれぞれ申請書ごとに添付して提出すること。
- (3) その他の事項については、熊本県道路公社ホームページに掲載する共通事項書に示すとおりとする。

【通常工事】

様式10

評価に関する基準（簡易型Ⅱ）（電気工事）

西目トンネル照明設備更新工事

評価項目	評 価 内 容	評 価 基 準	配点	得点
同種工事(※4)の施工実績	国(※1)、熊本県又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成22年度(2010年度)以降(※3)に元請けとして完成した「電気工事(※4)」の施工実績 (評価する工事は、2件とする。)	・国又は熊本県発注工事は、1件につき1点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.5点。	2.0点	/2.0点
			1.5点	
			1.0点	
			0.5点	
			0.0点	
当該工事と同一許可業種の 工事成績評定点の平均点	熊本県(※5)発注工事で過去10年間(※6)に元請けとして完成した「電気工事」の工事成績評定点の平均点(※7)	83点以上 74～82点 73点以下、又は実績なし	3.0点	/3.0点
			0.30点～2.70点	
			0.0点	
優良工事等表彰の有無	国土交通省又は熊本県発注工事で平成27年度(2015年度)以降(※8)における優良工事等表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等表彰の実績あり 当該工事と異種(※9)の優良工事等表彰の実績あり 当該工事と同種(※9)の建築住宅局優良工事表彰の実績あり 上記に該当しない	1.0点	/1.0点
			0.5点	
			0.5点	
			0.0点	
地域精通度	建設業法上の主たる営業所の所在地	天草広域本部管内 上記に該当しない	2.0点	/2.0点
			0.0点	
地域貢献度	熊本県知事との災害協定の締結(主たる営業所が天草広域本部管内に存する場合にのみ評価する。)  天草広域本部管内における過去2年間(※12)又は平成28年(2016年)4月に発生した熊本地震に起因する災害支援活動の実績  全ての1次下請が県内企業(※11)、又は全て自社施工	協定締結あり 協定締結なし 活動の実績あり 活動の実績なし 全ての1次下請が県内企業、又は全て自社施工 上記に該当しない	1.0点	/3.0点
			0.0点	
			1.0点	
			0.0点	
小計(企業実績等)				/11.00点
補正率		10点/小計点		10/11
補正後の得点 (企業実績等)		加算点×補正率=(小数第3位を四捨五入)		/10.00点
当該工事と同一許可業種の 工事受注状況	熊本県(※5)が発注した工事で、令和2年(2020年)6月1日から当該工事入札公告日までに元請けとして受注契約した予定価格3,000万円以上の「電気工事」の工事件数 ただし、震災関連等工事(※15)で元請けとして受注契約した工事は除く。	受注件数0件 受注件数1件 受注件数2件以上	1.0点	/1.0点
			0.5点	
			0.0点	
小計(企業)				/11.00点

企業  
の評  
価

配置予定技術者の評価	配置予定技術者の資格	「1級電気工事施工管理技術士、技術士(建設部門)又は技術士(電気電子部門)」の資格取得者の取得後経過年数を評価	指定資格取得後5年以上 指定資格取得後5年未満 指定資格未取得	2.0点 1.0点 0.0点	✓2.0点
	優良工事等表彰の技術者表彰の有無	国土交通省又は熊本県発注工事で平成27年度(2015年度)以降(※8)における優良工事等技術者表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり 当該工事と異種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり 当該工事と同種(※9)の建築住宅局優良工事表彰の実績あり 上記に該当しない	1.0点 0.5点 0.0点	✓1.0点
	主任(監理)技術者、又は現場代理人としての同種工事(※4)の施工経験	国(※1)、熊本県又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成22年度(2010年度)以降(※3)に元請けとして完成した「電気工事(※4)」の施工経験(評価する工事は、2件とする。)	・国又は熊本県発注工事は、1件につき1点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.5点。	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	✓2.0点
	主任(監理)技術者、又は現場代理人としての当該工事と同一許可業種の工事成績評定点	国(※1)又は熊本県発注工事で、平成22年度(2010年度)以降(※3)に主任(監理)技術者又は現場代理人として従事し、完成した「電気工事」の工事成績評定点(※13)(評価する工事は、1件とする。)	83点以上 74~82点 73点以下、又は実績なし	3.0点 0.30点~2.70点 0.0点	✓3.0点
	継続教育の取得状況	過去2年間(※12)に取得した建築CPD運営会議加盟団体の単位取得数	20ユニット(単位)以上 10~19ユニット(単位) 0~9ユニット(単位)	1.0点 0.5点 0.0点	✓1.0点
	若手技術者の追加配置	当工事における若手技術者(主任(監理)技術者以外)の追加配置及び現場代理人との兼務(ただし、当工事の主任技術者となる資格を有する者のうち、40歳未満の者で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者(※14)に限る)	配置する(現場代理人と兼務する) 配置する(現場代理人と兼務しない) 配置しない	1.0点 0.5点 0.0点	✓1.0点
	小計(技術者)				✓10.00点
	補正率(技術者)				10/10
	補正後の得点				✓10.00点
	合 計				

語句の定義

- (※1)国：独立行政法人、国立大学法人を含む。
- (※2)熊本県内市町村：特別地方公共団体を含む。
- (※3)平成22年度(2010年度)以降：平成22年(2010年)4月1日から入札公告日までの間。
- (※4)電気工事：請負金額6,200万円以上の電気工事。
- (※5)熊本県：熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課及び企業局。
- (※6)過去10年間：平成22年(2010年)4月1日から令和2年(2020年)3月31日までの間。
- (※7)「電気工事」の工事成績評定点の平均点：同一許可業種で、請負額500万円を超える工事を対象として計算し、小数第1位を四捨五入して整数止めとする。
- (※8)平成27年度(2015年度)以降：平成27年(2015年)4月1日から入札公告日までの間。
- (※9)同種、異種：建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類。
- (※10)県産資材：一般競争入札公告共通事項書に示すとおり。
- (※11)県内企業：県内に主たる営業所を有する建設業者。
- (※12)過去2年間：平成30年(2018年)4月1日から令和2年(2020年)3月31日までの間。
- (※13)「電気工事」の工事成績評定点：同一許可業種で、請負額2,500万円以上の工事。
- (※14)直接的かつ恒常的な雇用関係にある者：競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上雇用関係にある者。
- (※15)震災関連等工事：①平成28年熊本地震・豪雨災害、平成29年九州北部豪雨、及び平成24年九州北部豪雨に係る復旧工事。  
②①に係る関連工事：・災関緊、激特、復旧治山及び林地荒廃防止事業等に係る工事。  
・①の災害に起因する再度災害防止に係るその他の事業(通常事業を含む)に係る工事。

工事成績評定点	配点(企業)	配点(技術者)
83点以上	3.00点	3.00点
82点	2.70点	2.70点
81点	2.40点	2.40点
80点	2.10点	2.10点
79点	1.80点	1.80点
78点	1.50点	1.50点
77点	1.20点	1.20点
76点	0.90点	0.90点
75点	0.60点	0.60点
74点	0.30点	0.30点
73点以下	0.00点	0.00点

※配点は【満点×(工事成績評定点-73点)÷10】により計算し、小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めとする。

熊本県教育委員会告示第13号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和2年(2020年)9月25日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項  
G I G Aスクール構想児童生徒用端末賃貸借
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種(詳細業種)が「リース・レンタル(OA機器類)」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から令和2年(2020年)10月14日(水)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年(2023年)3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年(2022年)10月1日から令和4年(2022年)11月30日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

**熊本県教育委員会公告第33号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)9月25日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 業務の名称  
G I G Aスクール構想児童生徒用端末賃貸借
  - (2) 業務に係る発注・契約担当部局  
熊本県教育庁教育政策課教育情報化推進室(熊本県庁行政棟新館7階)  
郵便番号 862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2673  
ファックス番号 096-384-1509
  - (3) 業務に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
  - (4) 借入機器及び数量  
G I G Aスクール構想児童生徒用端末賃貸借要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。
  - (5) 借入機器の規格、品質など  
仕様書による。
  - (6) 借入期間  
令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで
  - (7) 納入場所  
仕様書別紙「配置場所及び台数一覧」による。
  - (8) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子



この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)に定める条件の全てを満たす者であることを確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)
- イ 仕様確認書(端末仕様①:別紙様式2-1 ChromeOS用)、(端末仕様②:別紙様式2-2 iPadOS用)、(端末仕様③:別紙様式2-3 WindowsOS用)
- ウ その他確認資料(カタログ等)

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)に掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)に掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和2年(2020年)10月21日(水)午後5時まで

(4) 提出先

1 (3)の入札担当部局

(5) 記入上の注意事項等〔(1)イ 仕様確認書〕

- ア 「回答」欄  
仕様を満たしていれば「○」、満たしていなければ「×」を記入すること。
- イ 「特記事項等」  
必要に応じて補足説明等を記入すること。なお、スペースが不足する場合は、別紙により説明書を添付すること。
- ウ 「資料No.」欄  
製品仕様書、カタログ等の一連番号を記入すること。
- エ 「審査チェック」欄  
記入しない。
- オ その他

- (ア) (1)イの各項目の内容を確認できる資料として製品仕様書、カタログ等を必ず添付すること。  
なお、内容の確認を行う上で必要な個所をマーカー、丸囲み等により分かりやすく表示すること。
- (イ) 製品仕様書等の添付資料については、(1)イの「資料No.」欄の番号のインデックスを付けること。

(6) 内容の確認

入札参加希望者は、契約担当者から(1)イ及びウの書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(7) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年(2020年)10月21日(水)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年(2020年)11月5日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和2年(2020年)11月4日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和2年(2020年)11月5日(木)午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和2年(2020年)11月4日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書

- するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。  
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札  
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤  
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。  
1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。  
ア 入札金額の総額と単価の取り違い  
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
国の補助金交付決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。  
ア 納付期限 (3)の申出期限  
イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

- 6 その他  
 (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。  
 (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県教育庁教育政策課教育情報化推進室

電話番号 096-333-2673

ファックス番号 096-384-1509

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of commodity  
 Computer rental for children and students corresponding to the GIGA school concept

(2) Date and place to tender

Date: November 5th, 2020, 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Educational Policy Division

Board of Education Prefectural Office of Kumamoto

6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto-City, Kumamoto Prefecture

862-8609, Japan

Phone: 096-333-2673

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen